

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

愛知県田原市

2 構造改革特別区域の名称

地産地消の食育による安心子育て特区

3 構造改革特別区域の範囲

愛知県田原市の全域

4 構造改革特別区域の特性

田原市は、愛知県の南端に位置する渥美半島のほぼ全域を市域とし、北は三河湾、南は太平洋、西は伊勢湾と三方を海に囲まれ、東西約 30km、南北約 5～10km で、面積 188.81k m²、人口 66,634 人（平成 20 年 3 月末現在）の市である。

半島の中央部には、赤石山系の西端に当たる標高 300m 程度の山々が連なっている。また、約 97km の海岸線は、砂浜、断崖、干潟、松林など変化に富む景観となっている。

公共交通機関は、豊橋鉄道渥美線が、愛知県東部の中心都市である豊橋市の中心市街地から田原市街地まで運行している。また、路線バスとして豊鉄バスが、市内の主要市街地を結ぶ幹線道路を走っている。さらに、市営ぐるりんバスが、公共施設を巡回している。

道路は、国道の 259 号と 42 号に加えて、主要地方道・一般県道が約 180 k m、市道が約 1,650 k m 整備されている。また、港湾は、自動車輸出入額全国 1 位（18 年）の重要港湾三河港及び三重県鳥羽市、知多半島、離島を結ぶ海上ターミナルとして主に旅客が利用する伊良湖港がある。これらは、本市の物流・交流を支える交通基盤となっている。

市内の臨海工業用地には、輸送機械製造業を中心に 60 を超える企業が立地し、全国 17 位、県内 3 位（17 年）の製造品出荷額等となっている。また、島崎藤村の椰子の実の叙情詩に詠われた伊良湖岬をはじめ、三河湾国定公園と渥美半島県立自然公園に指定された自然景観及び太平洋、伊勢湾、三河湾のパノラマと遠く富士山を望む蔵王山展望台などに多くの観光客が訪れる。さらに、豊川用水と温暖な気候により農業・漁業とも盛んで、農業産出額は全国 1 位（18 年）となっている。

合計特殊出生率は 1.41 で、全国、県、周辺市町よりも高くなっているが、最近では減少傾向にあり、子どもの数が大きく減少している地区も見られる。これらを踏まえ、ライフスタイルの変化や核家族化による保育ニーズの多様化に対応するため、田原市次世代育成支援行動計画に基づく子育て支援に、積極的に取り組んでいる。

市内の就学前児童の施設は、市立保育所が 21 園、私立幼稚園が 2 園あり、平成 20

年4月1日現在で、保育所に1,651人（定員2,010人）、幼稚園に約329人（定員409人）が通っており、保育所では、一時保育、障害児保育などの特別保育を実施し、保育の充実を図っている。

本市は平成15年8月に田原町が赤羽根町を編入合併し、その後、平成17年10月に渥美町を編入合併して現在の市域となったため、旧3町の格差是正や行政サービスの統一が重要な課題となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

近年の社会構造の変化により女性の社会進出が進んだことから、家庭の養育機能の低下が指摘され、その一つとして児童の食習慣の乱れが危惧されている。こうしたことから、家庭の養育機能を補完し、養育者の仕事と子育ての両立支援を行う保育所の役割は重要であり、様々な子育て支援サービスを充実させていく必要がある。一方、地方自治体の限られた財源を効率的に活用し、多様なニーズに対応する保育所運営が求められている。このため保育所の統廃合に取り組み、5園を休園、1園を新設して保育所数を21園とした。さらに「田原市学校給食センター（以下「給食センター」と記載）」の活用による保育所運営の合理化、効率化に取り組む計画である。

大型調理施設である給食センターからの給食搬入は、単一調理機関による維持管理経費の節減、食材の一元購入による購入経費の節減に加えて、調理員の確保が困難な保育所への給食提供も可能である。こうして節減した財源により、一時保育をはじめ障害児保育、早朝保育、長時間保育、乳児保育など多様な保育需要に対応することができる。さらに、食育基本法の趣旨を踏まえ、就学前から中学校までの一貫した食育に取り組むことができる。

給食センターでは、地域の生産物であるキャベツ、ブロッコリー、チンゲンサイなどを使った給食や郷土料理を提供することから、地産地消を促進するとともに、乳幼児期から地域の食材に馴染み、地域に対する誇りや愛着を育むことができる。

また、給食センターによる一元調理は、衛生的で安全性の高い給食を提供することから、子供を預ける養育者の安心を高めることができる。さらに、給食センターは、卵、小麦粉、乳製品をはじめとしたアレルギー児童の除去食にも対応することができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

- ① 給食センターからの給食外部搬入方式による公立保育所の合理化を進め、多様な保育ニーズに対応した保育を実現する。
- ② 保育所や小中学校、学校給食センター等が連携して食育に取り組み、乳幼児期からの正しい食習慣の定着と健やかな成長に資する。
- ③ 給食に地域の食材を活用することで、乳幼児期から地域の食材に慣れ親しむ環境を整え、地産地消の促進につなげる。
- ④ 乳幼児期から地域の食材に慣れ親しむことにより、農業産出額全国1位である地域に対する誇りや愛着を育む。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 給食センターが一元購入し、調理することで、材料費、人件費、光熱水道費等、給食の調理に係る経費を節減し、こうして節減された財源により多様なニーズに対応する保育所の運営を実現する。
- ② 衛生的で安全性の高い設備が整った給食センターで調理された給食を提供することにより、養育者が安心して子どもを預けられる子育て環境を整え、仕事と子育ての両立支援に資する。
- ③ 乳幼児期から小中学校までの一貫した食育は、児童の正しい食習慣の形成につながる。また、乳幼児期から地域の食材に慣れ親しむことは、将来に向けた一層の地産地消につながる。同時に、地域の生産者も、生産物が地域で購入・消費されることで、収入の増加と生産意欲の高揚等の効果が生まれる。

8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(学校給食事業)

田原市献立委員会に保育園から指導保育士が委員として参画することで、学校との情報交換や連携を促進し、乳幼児期からの一貫した食育の推進を図る。

(地産地消事業)

給食の食材として地域の食材の使用を推進するとともに、給食時に地域の食材を話題とするように努め、地域生産物の消費拡大を図る。

(子育て支援事業)

保育所の効率化・合理化を推進し、財源を確保することで、養育者のニーズに対応できる保育環境の整備、保育サービスの充実を図る。

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

田原市内の公立保育所

第一保育園、野田保育園、六連保育園、南部保育園、東部保育園、加治保育園、中部保育園、北部保育園、神戸保育園、大草保育園、漆田保育園、山北保育園、伊良湖岬保育園（以上 13 園）

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

市立保育所の給食は、学校給食センターで調理して搬入する外部搬入方式とする。保育所の調理員は、給食センターと保育所に配置することで、年齢に応じた給食の提供にも柔軟に対応する。

給食センターには、園児用の調理用器具類・食器、配送用の保温食缶等を適宜補充するものとし、消毒等については、学校給食と同様に消毒し、洗浄保管する。

5 当該規制の特例措置の内容

- ① 市立保育所における給食の外部搬入の実施にあたっては、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について（平成20年4月1日付雇児発第0401002号）」における留意事項を遵守する。

各保育所の調理室の面積及び主な設備は以下のとおりであるが、各保育所とも、所要の再加熱や冷蔵・冷凍、配膳を行う。

また、体調不良児への対応については、保育所内に配置する職員、保育士、栄養士等が協議し、供給量の調整、主食を柔らかくする刻み食など、園児に合わせて対応する。

【各保育所調理室の状況】

保育所名	調理室 面積	加熱設備	保存設備		配膳設備	
		ガステーブル	冷蔵庫	冷凍庫	配膳車	食器消毒保管庫
第一保育園	23.40 m ²	2口	1台	3台	5台	1台
野田保育園	22.50 m ²	2口	2台	1台	2台	1台
六連保育園	38.60 m ²	2口	2台	1台	2台	1台
南部保育園	22.45 m ²	2口	2台	1台	1台	1台
東部保育園	29.16 m ²	2口	2台	1台	2台	1台

加治保育園	30.24 m ²	2口	1台	1台	1台	1台
中部保育園	62.40 m ²	2口	3台	1台	3台	1台
北部保育園	38.48 m ²	3口	2台	1台	1台	1台
神戸保育園	35.91 m ²	2口	2台	1台	3台	1台
大草保育園	32.34 m ²	2口	1台	1台	2台	1台
漆田保育園	34.07 m ²	2口(電磁)	2台	1台	4台	1台
山北保育園	29.04 m ²	2口	2台	1台	1台	1台
伊良湖岬保育園	25.50 m ²	2口(電磁)	1台	1台	4台	1台

② 外部搬入方式による給食は、年齢に応じて大きさや量などを工夫して提供する。3歳未満児については、栄養士の指示により柔らかくしたり、刻み食としたりして提供する。離乳食は、保育所の調理室で調理したものを提供する。3歳未満児について、回数、時機は、従来から保育所で行われている給食と同様の形態を取る。給食センターからの外部搬入の契約については、原則は保育所と給食センターとの間で契約を締結することが要件だが、市立学校給食センターから市立保育所への搬入であり、契約という行為に馴染まない。このため、市長と教育長との間で覚書を締結することとする。また、指導保育士が献立委員会に参画することにより、保育所の給食への要望を伝える。

③ 外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日付指第14号）」及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付児発第86号）」を遵守する。

調理方式は、食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに提供するクックサーブ方式で実施する。また、配送ルートを選定と食缶の保温能力の検証結果から、給食運搬車を4台とし、2時間以内の喫食（給食が出来上がる時間から児童が食べ始めるまでの時間）を実現する。

【給食の配送計画】

1号車		2号車		3号車		4号車	
センター	10:20	センター	10:20	センター	10:20	センター	10:20
加治保	10:23	漆田保	10:26	中部保	10:26	南部保	10:29
大草保	10:30	東部保	10:32	第一保	10:31	野田保	10:36
神戸保	10:37	六連保	10:42	山北保	10:39	伊良湖岬保	
センター	10:45	センター	11:00	北部保	10:45		11:00
				センター	11:00	センター	11:30

(記載注) センター：給食センター

〇〇〇保：〇〇〇保育園

- ④ 園児の給食については、各保育所の職員会議での反省や園長による検討会で検証する。また、毎月の献立を保護者に配布し、園児の食材に対するアレルギーの有無や、献立に対する保護者の要望等の聴取に努める。これらの結果は、指導保育士が献立委員会に伝えることで、給食に対する保育所や養育者の意見を反映する。
- ⑤ 保育所では、楽しく食べる経験を通して子どもの食への関心を高め、「食を営む力」の基礎を培う「食育」に取り組む。これを小中学校との連携を図りながら実施することで、計画的・長期的・系統的な取組を実現する。
- ⑥ 乳幼児期から小中学校まで一貫して地域の食材を使用した給食を提供し、地域の食材の知識や優秀さを伝えることで、地産地消の促進につなげるとともに、地域への愛着や誇りを育む。また、農業世帯の多い地域であることから、家族の仕事や地域の人達への理解を深めることにも努める。
- ⑦ 給食センターに対する市民の理解を深めてもらうため、「給食だより」を発行するとともに、ケーブルテレビやインターネットにより情報提供する。また、給食センターの試食会や施設見学を行う「市政ぴーあーる講座」を開催し、給食センターが「食に関する学びの場」として認識されるよう努める。